

北九州市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、北九州市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、北九州市立図書館が有する資産を広告媒体として企業（法人又は個人）、団体等（以下「民間事業者等」という。）に提供し、その事業活動を促進するとともに、北九州市立図書館（以下「図書館」という。）の新たな図書資料等を確保し、もって市民の図書館利用サービスの向上を図る。

(広告媒体)

第3条 前条において民間事業者等に提供する広告媒体は、雑誌カバー（雑誌を保護するために当該雑誌に装着して使用するPET、PP等プラスチック製の透明カバーをいう。）とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第4条 雑誌スポンサー制度は、民間事業者等が雑誌又は新聞（以下「雑誌等」という。）の購入代金を負担し、その雑誌等の最新号の雑誌カバーに広告を表示して図書館利用者の閲覧に供する。

(雑誌スポンサー)

第5条 雑誌スポンサーとは、雑誌スポンサー制度の趣旨に賛同する民間事業者等で、雑誌等の購入代金を負担し、当該雑誌等を図書館に提供するものをいう。

(雑誌スポンサー及び広告の対象)

第6条 雑誌スポンサーは、民間事業者等とし、個人を対象としない。

- 2 雑誌スポンサーが北九州市広告掲載基準第4条第1項各号に該当する規制業種又は事業者に係るものは、対象としない。広告の表示中にこれらに該当するに至った場合も、同様とする。
- 3 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、北九州市広告掲載要綱第3条並びに北九州市広告掲載基準第5条及び第6条に該当するものは、対象としない。

(広告表示期間)

第7条 広告の表示期間は、原則として1年間（4月1日～翌年3月31日）とし、年度の途中からの場合は図書館が表示を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、図書館又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

(雑誌スポンサーの申込)

第8条 雑誌スポンサーの募集については、北九州市立中央図書館長が別に定める。

(雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査)

第9条 雑誌スポンサーは、図書館が選定するとともに、広告ごとに具体的な広告内容を判断し、その上で修正又は削除等が必要な場合は、雑誌スポンサーに依頼することができるものとする。

- 2 雑誌スポンサーは、表示しようとする広告内容について、あらかじめ図書館と協議するものとする。
- 3 雑誌スポンサーは、正当な理由がない場合は、図書館が指示する広告の内容の修正又は削除等に応じなければならない。

(広告審査委員会)

第10条 前条の審査を行うため、北九州市立図書館雑誌スポンサー広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置することとし、その事務局を中央図書館奉仕課に置く。

- 2 審査会の委員長は北九州市立中央図書館長を、委員は北九州市立中央図書館副館長、奉仕課長、運営企画課長、奉仕係長、資料係長、そのほか北九州市立中央図書館長が必要と認める職にあるものをもって充てる。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、北九州市立中央図書館副館長がその職務を代理する。

(会議)

第11条 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。
- 5 前各項の規定いかんにかかわらず、委員長が適当と認めるときは、会議を開催することなく、書面による議決を行うことができる。

(雑誌スポンサーの責務)

第12条 雑誌スポンサーは、表示した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

付 則

この要綱は、令和5年10月18日から施行する。